

平和憲法・9条をまもる 岩手の会 ニュース No.98

2013.12.5

発行：平和憲法・9条をまもる

岩手の会 事務局会議

連絡先 県生協連・県消団連

TEL019-684-2225

FAX019-684-2227

「特定秘密保護法案」の廃案を求める「緊急声明」を発表 反対の一点共闘で集会開催

平和憲法・9条をまもる岩手の会では、11月14日に「私たちの目・耳・口をふさぎ、戦争をする国づくりをめざす『特定秘密保護法案』の廃案を求める『緊急声明』」を発表しました。岩手の会幹事会メンバーから9名が参加し、岩手県庁の県政記者クラブにて記者会見を行いました。

岩手の会の呼びかけ人で事務局を務める加藤善正岩手県生協連会長理事は、「この法律が成立すれば、取材や報道が規制されるばかりか、国民の知る権利が脅かされる。わが国の民主主義の力が問われる歴史的な大事件。問題の本質を広く県民に知ってもらい、廃案に追い込む必要がある」と訴えました。岩手自治労連の渡辺孝文書記長は、「住民の命とくらしを守る自治体労働者の立場をないがしろにするものだ」と批判し、いわて生協の反町久美常務理事は、「何が秘密かも分からない。知りたいことを知ることができず、言いたいことも言えず、まさに私たちの目と耳と口をふさぐことになる」と不安の声を上げました。



(緊急声明は別紙)

また、この法案に反対する一点で共闘し、11月30日、実行委員会主催で「STOP! 特定秘密保護法 11.30 緊急県民集会」を開催しました。84団体が賛同し、参加者約700人がこの法案の問題点について理解を深め、県民にアピールしました。

この集会は岩手弁護士会が共催し、村井三郎会長からの連帯メッセージが代読されました。

講演は岩手日報社の論説委員副委員長の遠藤泉氏が「特定秘密保護法の問題点について」と題し、同社では秘密保護法案に反対



する立場で論説を書き続けていることを強調し、法案について「秘密の範囲があいまいで、監査体制が具体化されていない。国民の権利を踏みにじる法案だ」と批判しました。

集会アピールを採決し、その後アピール行進を行いました。



地域の会でも行動を強めています

◆北上「九条の会」では、11月12日に第72回役員会を開催し、①結成9周年憲法学習講演会を2月に開催すること、②特定秘密保護法案阻止緊急行動について、安倍総理に対して特定秘密保護法案の取り下げを要求するハガキ・FAXを集中的に送付する運動を行うこと(憲法改悪阻止期待網連絡会加盟団体にも呼びかける)を決め、ハガキ200枚、FAX用紙100枚を事務局で15日に準備し、各団体に届けました。

◆大宮9条の会では、10月末から安倍総理に抗議FAXを送り、岩手の会作成のチラシを200枚活用し、地域へ配布しました。

九条の会第5回全国交流・討論集会に参加して

水沢・憲法九条をまもる会 菅原國男

11月16日に九条の会第5回全国交流・討論集会が開かれ、参加しました。

「かつてない政治状況下、九条の会の果たす役割は一層大きい。地域に帰って声を、運動を広げよう」と小森陽一事務局長が訴えました。続けて奥平康弘さん・澤地久枝さんが「改憲につながる『秘密法』は絶対通してはならない。廃案に」と訴え、米国防衛費の一層の日本負担と軍事産業の利益に言及し、日本の未来をどうするかと問いかけました。

大江健三郎さんは「18世紀のフランスルネサンス期の重要な言葉～自由に検討する～ことが人間らしい。人間が人間であることの根本的モラルが憲法を守ること。そして、人間の生きている環境と原発は相容れない」と語りました。

シンポジウムではイラク戦争時の防衛官僚の柳沢協二さんが安倍流の国家像について、新法律の必要性があるのか実証的説明がなく、なぜ急ぎ、その路線はどこから来るかを解明、安倍政権の矛盾と限界を話しました。

浦田一郎さん（明治大学教授・憲法学）は、集団的自衛権と政府解釈について述べ、「憲法と立憲主義は法の支配にある。アクセルとブレーキは慎重であるべき。米国を助けないと日米安保改定が必要となる。軍事同盟はやめていくのが世界のすう勢である」と結びました。

集会に参加し、9条の会が今やらなければという思いを持ちました。胆江地区では9条の会胆江地区連絡会を結成しました。今後運動を広げるために話し合いを重ねたいと考えています。



「STOP 特定秘密保護法 11.30 緊急県民集会」で発言する菅原さん

コラム

初の「日ロ2プラス2」の開催—日本国憲法下であってはならない—

11月2日、東京で日ロ両政府は「外務・防衛閣僚協議」（2プラス2）を開催し、「手薄だった安全保障分野の協力促進」で合意しました。これは米、豪に次ぐ3カ国目の「協議」とのことです。

これがどうして当たり前のように議論され、報道されるのでしょうか。この「協議」方式は日米安全保障条約の下で米国政府に導かれて「日米2プラス2」、「日豪2プラス2」として行われて来たものです。これとて「日米軍事同盟」下にあるとしても、日本国憲法下にある政府としては行ってはならないものですが、これが今度は「軍事同盟」関係にもないロシア政府との外交交渉にも展開されたことになったと思います。このように他国との外交交渉に「軍事対応」を持ち込むことは「非武装・中立、平和外交」の日本国憲法をないがしろにするものだと思います。

問題の解決には日本が日本国憲法に基づき「非武装・中立、平和外交」、「非軍事」—「非同盟」の国になるしかないと思います。それこそが日本国憲法前文に見られるように国際社会から信用され、日本国民のためにもなる道ではないでしょうか。日本国憲法に基づく「新しい日本、いまだ成らず!」、日本国憲法に基づく「新しい日本」づくりを「国民世論」に高めることが求められます。(T)

今月の署名行動

今月は、12月9日（月）12:15～12:45盛岡・亀ヶ池前（サンビル付近）で行います。今年最後の行動です。寒さを吹き飛ばし頑張っていきましょう。